

総務常任委員会顛末書

- 1 日 時 平成22年3月8日（月） 10時30分～12時17分
- 2 場 所 滝沢村役場 4階 第1委員会室
- 3 出席者 委員長 齊藤健二 副委員長 柳村 一
委員 佐藤澄子、武田猛見、遠藤秀鬼、鎌田 忍、黒沢明夫
事務局 主任主査 岡田洋一
請願者 滝沢村建設業協会 会長 丹内清光 副会長 吉清水 清美
副会長 熊谷英典 事務局 三浦 睦
説明員 経営企画部長 佐野峯 茂
経営企画課長 湯沢 豊 主査 勝田 尚

4 開 会

5 委員長挨拶

委員長：お疲れ様です。武田委員が請願の趣旨説明のため教育民生常任委員会に出席する必要があり、開会時間を10時30分に変更いたしました。本日は、付託されました議案の審査及び継続調査の協議となりますので慎重審議をよろしくお願ひします。委員全員出席しておりますので、委員会は成立いたします。

6 審査事件

(1) 議案第21号 滝沢村住民投票条例を制定することについて

委員長：これより、本委員会に付託されました事件の審査を行ないます。付託されたのは、「議案第21号滝沢村住民投票条例を制定することについて」であります。

これより議案第21号 滝沢村住民投票条例を制定することについてを議題にします。佐野峯経営企画部長、湯沢経営企画課長、勝田主任に説明のため出席いただいております。議案の内容について説明願ひます。

部 長：住民投票条例につきましては、以前総務常任委員会でも調査頂いております。その趣旨についてはその際説明させていただいておりますし、提案理由も4日の本会議で説明いたしましたが、制定の経緯を改めて説明いたします。

そもそもは、村長の合併に関する住民の意思を尊重したいとしこの条例の制定を考えていました。しかしながら合併の機運も22年3月で終わる合併特例法の終了により本格的な合併法は終了するという背景と、それから合併論議も収まりつつある中で、担当部署の方で住民投票条例のあり方を様々調査研究いたしました。一方で滝沢村は、地域は地域のみんなでつくるということで、地域経営の姿も模索しております。村と議会との間接民主主義の形は一番尊重しなければならない形ではあります。大事な物事の判断を補完する一つの手段として、他の例を見ながら地域経営の一つとして条例を制定したいというものであります。議論の中では自治基本条例との関係も出てまいり、セットという形がベストかもしれませんが、今までの村

長公約の流れ、現在の地域経営の考え方をとりまして後期基本計画で自治基本条例を本格的に進めて参りますので、それを先行する形で今回整備するという考え方があります。自治基本条例の中には、住民の皆さんと検討していく中で住民参画に関する条例や様々なものが出て参りますが、それらも含めて今後検討していくものとなります。そこでこれまでの経緯も含めて今回制定しようとするものです。

内容につきましては、担当より説明いたします。

湯沢課長資料に基づき説明。

委員長：説明ありがとうございました。これより質疑に入ります。

鎌 田：投票資格者が18歳以上となっているが、18歳から19歳は何人いるのか。公職選挙法上選挙権を有しない人の取り扱い。また外国人の投票も認める案であるが、何人ぐらいいるのか。

課 長：18歳から19歳は、21年11月時点で1,257人です。外国人登録は、20年8月で全体では147人で、有権者の方が63人です。公職選挙法における選挙の場合、公民権剥奪者等の情報は入るが、この条例に基づく投票ではその情報は入ってこないこともあり、法規審査委員会でも話されたが、公平性の観点から投票権を付与する案です。

鎌 田：そうなれば、禁治産者にも与えることとなりますね。20歳未満の人たちには公職選挙法がないので、もしそうであれば18歳以上20歳未満の人たちを調べられるのか。

担 当：そのとおりです。18歳、19歳についてですが、通常の選挙であれば情報等活用することができますが、現行法では調べる権限がなく抄本を使うことは出来ません。現在国において改正を検討されているとのことで、実現されれば必要な情報を得られることになると思います。

鎌 田：署名収集の期間が1箇月となっているが、他の例では2箇月となっているところもあり厳しいと思うがいかがか。また告示から投票日まで5日間であるが、他では7日間、9日間となっている例もあり5日間は短いと思われるがその根拠は。

課 長：5日間とした根拠は、市町村区分による選挙制度に倣っており、7日間となっているのは市での投票の場合となります。署名期間につきましては、6分の1となれば村では約7,000人であり、2箇月としている自治体は政令指定都市のような大都市となっております。人口10万人の都市でも1箇月位との規定もあり本村の場合も1ヶ月としたものです。

鎌 田：期日前投票に郵便が含まれるか、入院等をしている方も郵便で投票できるものか。あと成立要件の2分の1は厳しいのではないか。またこの条例に当初予算は組んでいるのか。

課 長：郵便による期日前投票は可能です。成立要件につきましては、40%の投票率で開票して賛成という結果となったとしても、その投票総数で重要な政策を決定するのではなく、住民の一定の関心がなく要件を満たす投票がなければ開票しないものです。新年度予算は計上しておりません。

鎌 田：実施される場合は、2分の1クリアするよう住民に対して周知徹底をよろしく願いたい。

佐 藤：1件の投票にかかる予算はどの位か。

課 長：通常の村選挙と同様で、約1, 100万円程度となります。

佐 藤：現在の部分では、合併問題が重要視されてのことだと思うが、件数が多く発生することもあり得るわけですよね、今考えている以外にも住民側からも請求があるかもしれないし、そうなった場合審査委員会で審査されとは思いますが重なるということも想定されているのか。

課 長：重なるということは想定しておりません。署名活動が複数にわたることは避けたい。

佐 藤：賛成の署名活動と反対の署名活動が一斉に起こることもあり得ると思う。目的で村政に関する重要事項とあり、重要な事項であればなおさら賛成と反対が出てくると思う。どのような考え方なのか伺いたい。

課 長：1事案に対しまして1請求となっていますので、例えば一方が賛成でもっていくなれば、反対側は署名には至らなくても自由に活動できるものになっています。投票は1事案として賛否を取るようになります。

佐 藤：第20条で情報の提供とあるが、賛否を判断するのに必要な情報の提供に努め、広報活動を行わなければならないとあり、反対の意見に対しても情報を提供しなければならないと思うがいかがか。

課 長：情報の提供については、賛否に対する資料ではなく、判断するための客観的な情報を提供するものとなります。

佐 藤：賛否を判断するとなっているので、賛否となればそういう趣旨ではなく捉えられませんがいかがか。

課 長：客観的に出した資料をみて、資格者が賛否の判断をする形となります。

佐 藤：具体的な例として、合併の賛否を問う投票となった場合の資料はどのようなものと想定されるのか。

課 長：合併のアンケートの際も作りましたが、一般的に言われている合併のメリット、デメリットや相手先の客観的な財政状況とか村政に望む施政等が想定されます。

佐 藤：賛否を判断することでの、賛成の意見は資料に入らないということか。

課 長：そのとおりです。

佐 藤：住民投票以外で、住民の意思を確認できる策はないのか。

課 長：住民投票は投票行為であるので、住民の意思を問うのには一番精度が高く政策に持ち込めるものと考えます。今までやっているものとしては、アンケート調査等がありますが、この場合、家族の方が記載することもあり資格者の全員投票とは異なります。アンケートは、傾向は掴めるがより正確な判断を求めるものとしては投票となる考えです。その他村政懇談会等が相対で意思、意向を伺う機会となります。

部 長：参考までに、本村ではあり得ないことかもしれませんが、全国的には住民の意思とは別に首長と議会が動いてしまうことがあったようでもあります。その時歯止めをかけるのが誰なのかとなった時には、最後は住民の意思となります。滝沢村ではないとは思いますが、住民の意思の判断を備えておくという目的もあります。究極の選択が出来る手段となるものです。

佐 藤：そこの趣旨は理解できるが、本当に必要なのかを考えていく中で、私は危険性のほうを重要視していきたいと考えており、危険性の一つとして賛成反対の意見が分か

れた時に住民が対立してしまう空気が流れると思います。それが逆に怖いと思う。協働でいこうという気持ちがあるが、この条例を作ったために住民の仲がぎこちなくなってしまうような気がします。いかがですか。

部長：そんなに多くのケースは出ないものと思っています。住民は行政の姿勢に対して、例えば産業廃棄物の建設や合併等ケースは限られてくると思います。住民どおしの賛否というよりは行政の姿勢がどうなんだとなった時に、請求は起きてくるものと考えます。賛否の意見が異なっても、これによる直接的な諍いは起こらないものと思います。

佐藤：投票率が気になるが、直近数回の村長選挙の投票率の推移は。

課長：資料の持ち合わせありませんので、後ほど回答します。

黒沢：過去のアンケートで、この住民投票条例について住民から聞いたことがあるか。

課長：ありません。

武田：4条の請求及び発議で、現行の状況では首長が様々なことを執行する、議会が住民の意思を代表して議決するなりの形の中で、住民投票条例というのは、直接民主主義という点ではバランス的には非常に良いことと思う。特に過去に滝沢村でそのような事案として顕著だったのは、RMCの時にそうだったと思うし、地域の中が色々混乱を来たしたこともあった。議会は議会としての役割はあるが、それに加えて住民投票によって一定の住民の意思が反映されるという点では良いことであると捉えているがその解釈でよいか。アンケートは良いが、取り方によってはということも考えられなくもない。アンケートはあくまでも参考意見との捉え方で良いですか。そういう点では住民投票の場合は、参考意見には留まらないであろうということをお伺いします。もう一点は、6条の審査委員会のあり方に疑問を持っている。審査委員会が必要な時に設置する形で、村長が委嘱するが5人の委員の委嘱の基準は。この委員会によって受け付けるか判断され、2条まで関わってくる。きちんとした審査委員会が必要であると思うが、この文言だけでは良く見えて来ないがいかがですか。

課長：審査委員会につきましては、2条2項の除外規定であっても、個々や特定地域、住民に関する事項の請求があった場合に、2条に入るか審査して頂くもので、委員につきましては学識経験者の方を想定しています。

部長：アンケートにつきましては、様々な考え方があると思いますが最終的に決定するところを、色々なケースはありますが、アンケートに委ねることはできないであろう。一般的には議会等での判断となるが、それにより難しい事案に関しては、住民投票もあるであろうということです。

武田：審査委員の委嘱で、もう少し明確にする必要があるのではないかと。いわゆる投票権のない方にすることを明記した方が良いと思うがいかがですか。村民からみても納得できるように、全くの第三者的な学識経験者とした方が良いのではないかと。

課長：諮問機関につきましては、条文化が必要とのことで組織の骨子部分のみとしたものです。しかし運営にあたりましては規定なりを作って運用する必要があると考えております。先ほどの佐藤委員からの質疑でしたが、村長選挙18年が55.78%、10年が65.73%、6年が70.26%、3年が75.88%となっております。

- 佐 藤：関連ですが、審査委員会のところで公平の観点で、条文だけでは公平でない部分が結構あると見ており、住民投票は村長も発議できるわけで、審査委員会の委嘱も村長であれば公平ではと思うがいかがか。
- 課 長：審査委員会を開催する時には、投票資格者である住民から請求があった場合でありますので、村長、議会の場合は、委員会を経なくても出来るということです。
- 柳 村：何点か確認します。1点目、審査委員会で規則の案も説明資料に添付されていますが、例えば武田委員からあったような内容を規則に盛り込むなど事細かに入れることはできないか。その都度委嘱となっているが、請求されたら速やかにとなっておりその部分はどうか。2点目、11条の署名資格者名簿に登録されているかどうか審査を行うとなっているが、この審査はどこで行うのかも規則に盛り込む必要があるのではないか。これも村長部局で行えば不公平感が生まれぬのか確認します。3点目、24条で投票結果を尊重するものとするという文言が的確なのか確認します。4点目、22条で2分の1に満たない場合は成立されないとされていますが、25条の2年が経過するまで出せないということになりますよね、例えば悪天候等で投票日の条件が悪かった場合もあるだろうし、何か不測の事態の時に2分の1を満たなかった場合を拾うことは出来ないのか伺います。5点目、署名資格者名簿と投票資格者名簿の二つの名簿の整合性は、同じものなのか、異なるものなのかお聞きします。
- 課 長：1点目の審査委員会について規則に盛り込むかは検討いたします。2点目の名簿の審査につきましては、事前には伺っておりますが、今後選挙管理委員会に事務を委任できるか協議したいと考えています。3点目の尊重するものとするという文言は、投票結果について首長の判断、議会の権限もありますし、自治法上も拘束は出来ないことになっておりこのようにしました。万が一投票結果と異なる判断をした場合には、説明責任が発生されるものになると考えます。4点目の悪天候については、通常の選挙であっても実施されておりますのでそれに倣い実施されますし、災害等の不測の事態の際は投票自体を延期するなどされることとなります。5点目の署名資格者名簿と投票資格者名簿で、これは基準日が異なります。基準日によりますので、署名資格者名簿に入らなくても投票資格者名簿に入る場合もあります。
- 柳 村：この条例は常設型ですが、今回の村長施政方針で自治基本条例の策定に取り組むとありました。自治基本条例には住民投票条例は含まれないと解釈してよいか。
- 課 長：先進事例をみますと、自治基本条例の中の条文として入っております。骨子部分については、本村でも条文に入ってくるものと想定しています。
- 柳 村：投票条例を逆に含めないで、一本化して詳細に定めるべきと思うがいかがか。
- 部 長：宮古市の例をみますと自治基本条例に、あるべき姿をうたった際に住民の意思を確認するため住民投票を実施できることを条文化し具体的な内容は個別に定めている状況のようです。同様に住民参加のあり方を自治基本条例にうたい、詳細については住民参画条例等で制定されておりこのようなイメージと考えます。
- 遠 藤：柳村委員の意見に賛成なのですが、自治基本条例に含めるのであればそれを先に定めこれを根拠に住民投票条例が制定されるべきではないか伺います。もう1点住民投票資格者名簿につきまして、本来登録されるべきではない場合とはどのような場合

か。

課長：投票資格者については、投票日の5日前に調製し葉書で通知しますが、通知後投票日までに出された場合は投票資格がなくなるものです。ないとは思いますが17歳の方が万が一含まれた場合などの誤謬が考えられます。

部長：自治基本条例との関係はおっしゃるとおりの議論はあると思います。今回の経緯は合併に関する住民の意思を確認したいとの村長公約でもあり、現在の状況も含め様々研究いたしました。その結果今回の条例制定としたものです。これも一つの地域経営という考え方で地域全体で進めていくものに繋がるものであると考えますし、自治基本条例の制定を待つと3年後になる可能性もありましたので先行して制定したいものです。

遠藤：であれば、個別の条例にするべきと思うがいかがか。

部長：個別で制定いたしますが、精神的な規範、考え方は自治基本条例にうたうものです。内容といたしましては委員おっしゃるとおりで詳細を個別条例で定めるものであります。

佐藤：署名数も決められておりますが、出た署名を審査する機関はどこになるか。

課長：署名資格者名簿との照合となりますが、審査については選挙管理委員会にお願いしたいと考えております。

佐藤：議員、選挙管理委員会、審査委員会のそれぞれの役割を再度説明願います。

部長：選挙管理委員会は事務的なものと解釈願います。第4条にあるどういった時にできるのかといった時に、村長、議員そして住民にもできますということです。どういった場合に投票が起きるかとすれば、議員、議会において議論が分かれる時に民意をきちんと聞いて、首長と議会で決めていければ良いと思いますが、拮抗している場合などは、情報を提供して住民の意思を確認し判断されるものになると思います。

委員長：質疑ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。まず、原案反対の方の発言を許可します。黒沢委員。

黒沢：投票対象事項の村政に関わる重要な事項の主なものは、合併に対してだったと思いますが、村長も先の新成人議会においても合併論議も収束しつつあると答えておりますし、当対象事項はないものと判断されるわけでありまして、また先ほど確認しましたがこの条例制定に関するアンケート調査を実施していないとのことであり、住民からの必要性について論議が起こっている状況ではないと受け止めております。さらには民意を反映させる手段として、議会においても改革中でありましてさらに改革することにより十分目的は達成されることができ、また5次総合計画後期基本の中で自治基本条例を進めるということでありまして、その中に包含する形で検討しても良いのではないかと考えております。従いまして今の段階では時期尚早と考えるので反対いたします。

委員長：次に、原案賛成の方の発言を許可します。武田委員。

武田：自治基本条例は今の時代の流れであり、団体自治と住民自治がありますがこれまでは団体自治が中心となってきました。これからは住民自治を活かして地域地域が協働で地域を作っていくかという部分では自治基本条例は非常に大事であろうと、そのなかに住民投票条例や住民参画条例、協働条例など様々あるようでありまして、

住民投票条例は必ずしも議会を軽視することには繋がらないと考えます。必要な場合には、住民投票の場合も出てくるであろうということで賛成です。ただプロセスの面で例えば宮古市では、関係条例を一度に制定しておりどのようにして作るかは、それぞれの自治体によって異なるであろうと思いますが、住民を巻き込んで皆で2年、3年かけて作っていきこうという形もあると思います。逆に作って親切丁寧に住民に知らせながら住民参加型の住民自治を作っていくなど手法は様々であります。今回は個別の条例制定で行うものであります。賛成します。

委員長：次に、原案反対の方の発言を許可します。佐藤委員。

佐藤：私は反対です。様々説明いただきましたが、今回の内容ではまだまだ吟味する必要があると感じています。それから自治基本条例がこれから整備予定の中で、慌てて住民投票条例を制定する必要はないと考えます。住民投票条例の中で直ぐ出てくるものは合併についてだと思います。合併の件に関しては、アンケートや様々な形で村が採っている内容や私が調査している内容、各市町村の状況をみますと、住民投票を取るまでではないと考えますし、予算的にも1,100万円程度要するとのことであり、この額をかけてまで見えてきている内容について急いで制定する必要はないと考えますので反対します。

委員長：次に、原案賛成の方の発言を許可します。鎌田委員。

鎌田：私は賛成の立場で討論いたします。この住民投票条例は住民の直接請求権を住民に付与することになり、直接民主主義として好ましいと考えるわけであります。またこのことにより、住民も当事者意識が広がることから好ましいし、さらに自治基本条例を検討することであり、住民参画もさらに進むものと考え賛成します。

委員長：次に、原案反対の方の発言を許可します。無いようですので、これをもって討論を終結いたします。これより採決いたします。採決は挙手によって行います。

委員長：議案第21号 滝沢村住民投票条例を制定することについてを原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手願います。

委員長：賛成（多数：賛成4）です。よって、「議案第21号 滝沢村住民投票条例を制定することについて」は可決されました。

委員長：本審査結果報告書及び委員長報告につきましては当職に御一任願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

委員：全員異議なし

委員長：異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。以上で審査を終了します。

（1）閉会中の継続調査事項について

委員長：次に4の協議に入ります。（1）閉会中の継続調査についてを協議します。事務局より説明願います。

事務局：今定例会の最終日に議員発議する予定となっておりますが、お配りの資料のとおり、村の組織機構の改編により所管事務に若干変更がありますので、ご確認いただき先に継続調査の申し出をされるとされており、税の賦課徴収と滞納対策についてに加え申し出するかご協議願います。

委員長：意見をお願いします。直ぐには決定できないと思いますので、今定例会中に再度委員会を開催して協議することによいか。

委員：全員異議なし。

委員長：そのように決定します。では15日に委員会を開催し協議するものとします。
以上で委員会を閉会します。【12時17分閉会】

以上のおり報告します。

平成22年3月12日

議会事務局 岡田 洋一